

○福津市地域担当制実施要綱

平成18年12月28日

告示第271号

改正 平成19年3月28日告示第73号

平成19年4月26日告示第108号

平成20年3月25日告示第29号

平成20年9月18日告示第146号

平成24年4月1日告示第58号

平成24年12月28日告示第254号

平成26年3月26日告示第51号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域自治のまちづくりを推進するために設置する地域担当制に関し必要な事項を定めるものとする。

(配置)

第2条 地域を担当する職員(以下「担当職員」という)は、部長級、課長級及び管理職手当を受ける主幹級の職員(園長及び派遣職員を除く。)とする。

2 地域担当制の地域区分は、福津市郷づくりの推進に関する規則(平成26年福津市規則11号)別表1の郷づくり地域の区分による。

3 担当職員の担当地域は、市長が定める。

(担当職員の職務)

第3条 担当職員は自己の職務に支障のない限り、次に掲げる職務を行う。

(1) 市の施策、計画及び地域の活性化のために必要な情報提供及び説明

(2) 市民の行政に対する意向及び苦情の適切な把握

(3) 地域の自立や活性化のための助言

(4) 前3号に定めるもののほか、地域の自立や活性化を図る事項で、市長が必要と認めるもの

(地域担当責任者)

第4条 前条の職務執行に際しての連絡調整は、地域担当責任者が行うものとする。

2 地域担当責任者は、担当職員の中から選任する。

(会議)

第5条 各地域の取組内容を把握し、調整を図るため地域担当責任者会議(以下「会議」という。)を開催する。

2 会議は、副市長の主宰の下に、地域担当責任者をもって構成する。

3 前項に定めるもののほか、必要に応じ、副市長が指名する者を出席させることができる。

(会議の招集及び会議の運営)

第6条 会議は、副市長が必要に応じ招集する。

2 会議における議長その他議事運営は、副市長が行うものとする。

(分掌所管等)

第7条 地域担当制の事務は、福津市行政組織規則(平成17年福津市規則第6号)第5条に規定する特殊な事務とする。

(庶務)

第8条 地域担当制の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、地域担当制について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日告示第73号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月26日告示第108号)

この告示は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年3月25日告示第29号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月18日告示第146号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年4月1日告示第58号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月28日告示第254号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日告示第51号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。